

送られてきたら内容の確認を

国民健康保険と

後期高齢者医療制度の

新保険証を送付します

問い合わせ
記事ID 保健医療課国保室 ☎53・2111（内線2411〜2413）
国保0054484 後期0054446

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年7月31日
交付年月日	令和3年8月1日
被保険者番号	12345678
住所	新潟市中央区新光町4番地1
氏名	広城 花子
性別	女
生年月日	昭和18年4月1日
世帯主氏名	平成30年4月1日
発給期日	平成30年4月1日
一般負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39150008 新潟県後期高齢者医療広域連合

新潟県国民健康保険被保険者証		
有効期限	記号	番号
氏名	註野 酒太郎	性別
生年月日	昭和40年4月1日	男
世帯主氏名	註野 茶太郎	
住所	新潟県村上市三之町1番1号	
通用開始年月日		
交付年月日		
保険者番号	150128	SAMPLE
交付者名	村上市	

上：国民健康保険の新保険証（ページユ色）
左：後期高齢者医療制度の新保険証（桃色）

国民健康保険

新保険証を世帯主に送付します

8月1日(日)から使用する新しい保険証（ページユ色）を、7月下旬に世帯主宛てに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

また、住所と別の場所に保険証などの送付を希望される場合は、「送付先変更届」の提出が必要です。本人確認書類（運転免許証など）と印鑑を持参の上、7月9日(金)までに保健医療課窓口で手続きをしてください。

その他、保健医療課窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人も、7月9日(金)までにご連絡ください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けられることができる認定証です。あらかじめ認定証の交付を申請し、認定証を医療機関に提示すれば、同一の医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。

申請した月の1日から有効の認定証を発行します。8月に限度額の適用を受けたい人は8月中に申請を行ってください。（国保の場合は毎年申請が必要です）

【70歳未満の人】

入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】

住民税非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

また、現役並み所得者のうち課税所得が「145万円以上690万円未満」の場合、「限度額適用認定証」が交付されます。



後期高齢者医療制度

新保険証を送付します

8月1日(日)から使用する新しい保険証（桃色）を、7月下旬に被保険者ごとに郵送します。（申請は必要ありません）

8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月9日(金)までにご連絡ください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は別に郵送します

住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄緑色）または現役並み所得世帯で「限度額適用認定証」（紫色）の交付を受けていて、8月以降も交付対象となる人には、8月1日から使用できる新しい認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は交付年月日などを確認し、間違いないようご注意ください。